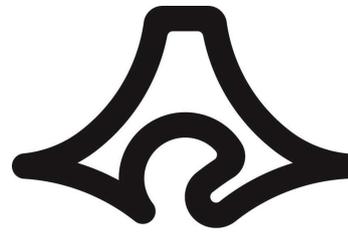


提供日 2024/6/27
タイトル 監査結果の公表（令和6年度第1回）
担当 監査委員事務局監査課
連絡先 監査班
TEL 054-221-2295



監査委員は、令和6年6月10日に実施した定期監査の監査結果を公表する。
今回の定期監査の公表は、令和6年度第1回である。

1 定期監査

- (1) 監査の実施時期
令和6年6月10日に実施した監査
- (2) 監査対象箇所
定期監査 12機関（出先12機関）
- (3) 監査結果
- ア 指摘等のあった機関 該当なし
イ 指摘等件数 該当なし
（ア）指摘 該当なし
（イ）注意 該当なし
（ウ）意見 該当なし

2 今回の公表事案の特記事項

今回の監査結果は該当がなく、昨年同時期と比べ1件減少した。監査結果の中で重大な法令違反などの不適切な事項に該当する「指摘」はなく、指摘の次に重い「注意」は1件減少した。

また、事務処理の見直しなどに対する「意見」はなかった。

年度	実施箇所	指摘	注意	意見	計
R6 (4~6月)	12箇所	0件	0件	0件	0件
R5 (4~6月)	6箇所	0件	1件	0件	1件
増減	6箇所	0件	△1件	0件	△1件

監査結果における指摘・注意・意見について

監査委員事務局

項 目	内 容
指 摘	<p>次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令・条例・規則に違反している事項 ・ 収入確保に適切な措置を要する事項 ・ 予算を目的外に支出している事項 ・ 損害が生じている事項 ・ 経済性、効率性、有効性が低いと認められる事項 ・ 既に注意したもので是正又は改善されていない事項
注 意	<p>指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項</p>
意 見	<p>組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項</p>